

令和7年度外国人観光客向け防災アプリ利用促進に向けた実証事業委託業務  
仕様書

1. 委託業務名

令和7年度外国人観光客向け防災アプリ利用促進に向けた実証事業委託業務

2. 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。

3. 業務目的

近年、訪日外国人が増加しており、観光地の防災対策においても、国内向けだけでなく、訪日外国人向けの災害情報発信の整備を進める必要がある。

今回の実証においては、外国人観光客が迅速かつ適切な情報にアクセスできる仕組みづくりとして、観光庁の災害情報通知アプリ「Safety tips」のインストール促進を無線LANの技術を用いて実施する。

4. 履行場所

那覇空港旅客ターミナルビル、那覇クルーズターミナル等の外国人観光客の玄関口

5. 委託業務内容

- (ア) 本業務委託においては、Operating-Fi接続時に災害情報通知アプリ「Safety tips」のインストールを促す、プッシュ型通知の実証を行うため、Open Roamingの認証中継サーバー及びIdPサービス提供を行うこと。
- (イ) アクセスポイントは2台以上設置すること。設置場所により台数においては別途発注者と協議の上、設置台数を決定するものとする。
- (ウ) 通信回線は既設回線の流用すること。既設回線が流用できない場合は、発注者と協議にて決定すること。
- (エ) アクセスポイントを設置する場所の詳細は、発注者及び施設管理者と協議にて決定すること。設置場所の調整がつかない場合は、別途設置場所を受注者より提案の上、発注者と協議し設置場所を決定すること。

## 6. アクセスポイント

### (ア) 機能要件

- ① 県が指定する固有の SSID による利用が可能なこと。
- ② 本業務で整備したアクセスポイントから、他電気通信事業者等の SSID も発信できること。他電気通信事業者から SSID 相乗りの申請があった場合は、重大な問題が無い限り受託することとし、その際の費用や業務の分担等については、受注者と他電気通信事業者等との協議にて決定すること。
- ③ 新規に設置又は受注者の既存設備を活用し、整備を行うこと。
- ④ 設置場所の確保にかかる費用は、受注者にて負担とすること。
- ⑤ アクセスポイントの機能として、以下の機能を満たすこと。
  1. 無線 LAN 規格 IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 以上
  2. 設置方式 屋内・屋外に対応すること。
  3. 電源 必要に応じて POE 方式に対応できること。
  4. 同時接続可能数 500 ユーザー以上
  5. OpenRoaming、eduroam、cityroam のアカウントにより接続可能な SSID を追加費用なく提供する機能備えること。（追加費用を要するカスタマイズ・追加機能の存在を妨げるものではない。）
  6. 標準付帯の OpenRoaming 接続機能は、以下の機能を有すること。  
(ア) Passpoint に定義される「施設情報（venue）」のプッシュ型通知機能  
(イ) OpenRoaming に接続するためのアカウントの新規発行機能

## 7. アプリ DL 促進サイト

### (ア) 概要

OpenRoaming の施設情報通知機能などを通じて、本サイトを利用者に提示し、特定のアプリケーションのダウンロード・インストールを促進する。

### (イ) 機能要件

- ① 接続端末からの接続受け入れ  
アクセスポイントの「施設情報通知」などを通じて接続されたユーザーが、接続した端末で閲覧可能のこと。
- ② アプリ DL 画面への送客

災害情報通知アプリ「Safety tips」のAndroid・iOS それぞれの端末におけるダウンロード画面への遷移ボタンを設けること。

③ アプリの紹介

災害情報通知アプリ「Safety tips」について、紹介内容を設け、DL を促すこと。

④ 多言語対応

1. 日本語、英語、中国語、韓国語に原則対応し、対応していない言語 環境からの接続に対しては英語のページを表示すること。
2. 非対応端末を極力少なくするため、翻訳においては事前に用意された対訳をサーバー側が表示する形式とし、端末側で都度翻訳し表示する実装は避けること。

⑤ 表示端末

Windows、Mac、Android、iOS のそれぞれ最新バージョン・標準ブラウザにおいて正常に閲覧できること。

⑥ 解析機能

アクセスポイントの利用状況と併せて、ページへの流入数及びページから各アプリ DL ページへの流出数を計測すること。

## 8. 利用状況集計

(ア) 概要

OpenRoaming プロファイルの利用状況や eduroam による認証状況など認証中継基盤及び IdP を利用した認証状況を収集・解析するとともに、前項のアプリ DL 促進サイトを通じた特定ページへの送客状況を解析し、利用状況を可視化する機能を提供すること。

(イ) 機能要件

- ① アクセスポイントごとに日次・月次の認証リクエスト数及びプロファイル発行元の割合を集計・表示できるようにすること。
- ② プロファイル毎のアクセスポイントの利用状況を集計・表示できるようにすること。
- ③ プロファイルを取得した端末について、県外における利用状況の確認ができること。

(ウ) セキュリティ要件

- ① 捜査機関からの要請があった場合は、集計結果やログデータの提供に

- ついて対応可能であること。
- ② 集計結果やログデータについては、県が指定する期間内は保管可能であること。

## 9. 報告書の様式等

- (ア) 本業務の報告書は、上記の基礎情報（利用状況集計）及び検討結果や必要なバックデータ、図表について盛り込まれていること。
- (イ) 報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成すること。

## 10. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・報告書（A4版）：2部
- ・報告書（概要版）：2部（A3版1～2頁程度とすること）
- ・電子データ（CD-R）：1部
- ・その他担当職員から指示のあったもの：1式

## 11. 本委託業務の成果物の著作権及び所有権

本委託業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 12 業務の再委託についての留意事項

### (ア) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下に定める業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ① 契約の主たる部分

- ア 契約金額の50%を超える業務（第三者に一括して再委託する場合に限る）
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(イ) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に、契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(ウ) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める事項については、この限りでない。

- ① 業務委託契約第2条に定める実施計画書において、予め再委託先の選定方法、再委託の内容、概算見積額等の内容が明記された業務であって、県から承認を得たもの。ただし、委任または準委任は除く。
- ② 本業務委託契約の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本業務委託契約を遂行する上で必要な直接経費（第三者において企画判断や管理運営等を伴わないものに限る）。
- ③ 次に定める「その他、簡易な業務」
  - ア 資料の収集・整理
  - イ 複写・印刷・製本
  - ウ 原稿・データの入力及び集計
  - エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務として、県と別途協議を行つた次の業務

### 13. 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことという。

一般管理費は、（人件費+事業費-再委託費）×10／100 以内で計上すること（小数点以下切り捨て）。ただし、事業費の中に、委任契約に基づく再委託業務が含まれている場合は、当該費用は事業費から差し引いた上で、一般管理費を計上すること。

### 14. その他

受託者は、本仕様書及び委託契約書第2条の規定により県が承認した実施計画書に基づき、委託業務を実施すること。

本仕様書の記載内容の詳細及び本仕様書に記載のない事項については、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課と密接な協議のもとで実施すること。

